# 力熊本県公報

第 1 1 2 4 8 号 平成 17 年 4 月 11 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

# 目 次

□ 小 ○指定居宅サービス事業所の指定 (介護係 ○指定居宅介護支援事業所の指定 ( ″ ○指定居宅サービス事業所の指定 ( ″ ○指定居宅介護支援事業所の指定 ( ″ ○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 (障害者支援 ○熊本県景観条例に基づく南阿蘇景観形成地域の区域に関する一部改正	) 2 ) 2 ) 2 美総室) 3	
○ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	逐備室) 3	5
〇熊本県景観条例に基づく水俣・芦北景観形成地域の区域に関する一部 改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 3	3
〇熊本県景観条例に基づく特定施設届出地区に関する一部改正( "	) 4	1
	) 1	г 1
O "	( 7	† 1
· ·	/ 7	t 4
O "( "	( 7	ŧ.
O "( "	) 4	ł
O "( "	) 5	5
O " ·······( "	) 5	5
公告 ○美里町土地改良区の設立認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	長興課) 5	5

## 告 示

## 熊本県告示第 436 号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

# 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ケアセンターやまと	社会福祉法人山都町社会福祉	平成 17 年 2 月 11 日
上益城郡山都町大平 91 番地	協議会	

# 【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ケアセンターやまと	社会福祉法人山都町社会福祉	平成 17 年 2 月 11 日
上益城郡山都町大平 91 番地	協議会	

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ケアセンターやまと	社会福祉法人山都町社会福祉	平成 17 年 2 月 11 日
上益城郡山都町大平 91 番地	協議会	
ケアセンターそよかぜ	社会福祉法人山都町社会福祉	平成 17 年 2 月 11 日
上益城郡山都町今 500 番地	協議会	

## 熊本県告示第 437 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ケアセンターやまと	社会福祉法人山都町社会福祉	平成 17 年 2 月 11 日
上益城郡山都町大平 91 番地	協議会	

## 熊本県告示第 438 号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
山鹿ヘルパーステーション	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市中 578 番地	協議会	
鹿北ヘルパーステーション	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市鹿北町岩野 5490 番地 1	協議会	
菊鹿ヘルパーステーション	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市菊鹿町下永野 650 番地	協議会	
鹿本ヘルパーステーション	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市鹿本町来民 962 番地 2	協議会	
鹿央ヘルパーステーション	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市鹿央町合里 1608 番地	協議会	

## 【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
山鹿訪問入浴ヘルパーステーション	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市中 578 番地	協議会	
鹿北訪問入浴ヘルパーステーション	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市鹿北町岩野 5490 番地 1	協議会	
菊鹿訪問入浴ヘルパーステーション	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市菊鹿町下永野 650 番地	協議会	
鹿本訪問入浴ヘルパーステーション	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市鹿本町来民 962 番地 2	協議会	

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
鹿央デイサービスセンター	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市鹿央町合里 1608 番地	協議会	

# 熊本県告示第 439 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

	711 711 72	3 10 5 32 3
事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
山鹿居宅介護センター	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市中 578 番地	協議会	
鹿北居宅介護センター	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市鹿北町岩野 5490 番地 1	協議会	

菊鹿居宅介護センター	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市菊鹿町下永野 650 番地	協議会	
鹿本居宅介護センター	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市鹿本町来民 962 番地 2	協議会	
鹿央居宅介護センター	社会福祉法人山鹿市社会福祉	平成 17 年 1 月 15 日
山鹿市鹿央町合里 1608 番地	協議会	

#### 熊本県告示第 440 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の11第1項の規定により指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所	指定年月日	事業所番号	施設の種類
地段の石柳及の別住地	の所在地及び代表者の氏名	16年4月日	尹未川借与 	旭段の種類
第二天水学園	社会福祉法人 若宮福祉会	平成 17 年	43000210051537	知的障害者
玉名郡天水町大字小天	玉名郡天水町大字小天 6640	3月31日		通所授産施
6645 番地 1	番地			設
	國友 多賀夫			

#### 熊本県告示第 441 号

平成元年3月31日熊本県告示第281号の2 (南阿蘇景観形成地域の指定)の一部を次のように改め、平成17年4月11日から施行する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

南阿蘇景観形成地域の区域の表白水村の項、久木野村の項及び長陽村の項を次のように改める。

47.79.0	
南阿蘇村	大字一関の一部
	" 白川 "
	"中松"
	" 吉田 <i>"</i>
	" 両併 "
	"河陰"
	" 久石 "
	国有林熊本地域施業計画区
	熊本事業区 20 林班の全部
	大字河陽の一部
	" 下野 "
	<b>"長野</b> "

## 熊本県告示第 442 号

平成12年3月31日熊本県告示第282号(水俣・芦北景観形成地域の指定)の一部を次のように改め、平成17年4月11日から施行する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「景観整備課」を「都市計画課景観整備室」に、「熊本県芦北土木事務所」を「熊本県芦北地域振興局」に改め、「田浦町建設課」を削る。

水俣・芦北景観形成地域の区域の表田浦町の項及び芦北町の項を次のように改める。

芦北町	Г	大字井牟田の全部
		大字波多島の全部
		大字田浦の一部
		大字田浦町の一部
		大字小田浦の一部

大字海浦の一部 大字鶴木山の全部 大字計石の全部 大字白岩の一部 大字花岡の一部 大字芹北の一部 大字佐敷の一部 大字場浦の一部 大字女島の一部

熊本県告示第 443 号

昭和63年3月31日熊本県告示第274号(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

2の2の項中「松橋町道 471 号線」を「宇城市道松 471 号線」に、「松橋町」を「宇城市」 に改める。

2の3の項中「松橋町道471号線」を「宇城市道松471号線」に、「松橋町」を「宇城市」 に改める。

2の4の項中「松橋町道471号線」を「宇城市道松471号線」に、「松橋町」を「宇城市」に、「松橋町道229号線」を「宇城市道松229号線」に改める。

6の項中「松橋町道15号線」を「宇城市道松15号線」に、「松橋町」を「宇城市」に改める。

7の項中「松橋町」を「宇城市」に改める。

8の項中「一の宮町」を「阿蘇市」に改める。

11 の項中「松橋町」を「宇城市」に改める。

19 の項中「山鹿市と鹿本町」を「山鹿市方保田と山鹿市鹿本町御宇田」に、「鹿本町」を「山鹿市」に改める。

20 の項中「七城町」を「菊池市」に、「旭志村」を「菊池市」に改める。

熊本県告示第 444 号

平成元年3月31日熊本県告示第281号の4(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1の項中「松橋町道15号線」を「宇城市道松15号線」に、「松橋町」を「宇城市」に改める。

熊本県告示第 445 号

平成2年9月30日熊本県告示第667号(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

2の項中「矢部町」を「山都町」に改める。

熊本県告示第 446 号

平成3年3月31日熊本県告示第280号の3(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3の項中「町道西港市街線」を「宇城市道三西港市街線」に、「三角町」を「宇城市」に改める。

10 の項中「松橋町」を「宇城市」に改める。

#### 熊本県告示第 447 号

平成5年4月30日熊本県告示第375号(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

4の項中「旭志村」を「菊池市」に改める。

7の項中「松橋町」を「宇城市」に、「三角町」を「宇城市」に改める。

#### 熊本県告示第 448 号

平成7年6月30日熊本県告示第481号(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

5の項中「山鹿市と鹿央町」を「山鹿市長坂と山鹿市鹿央町持松」に改める。6の項中「田浦町」を「芦北町」に改める。

10 の項中「鹿本町」を「山鹿市」に、「七城町」を「菊池市」に改める。

#### 熊本県告示第 449 号

平成9年11月28日熊本県告示第850号(特定施設届出地区の指定)の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1の項中「松橋町道 229 号線」を「宇城市道松 229 号線」に、「松橋町」を「宇城市」に改める。

2の項中「免田町」を「あさぎり町」に改める。

# 公 告

#### 熊本県公告第292号

下益城郡美里町涌井 1865 酒井正也ほか 14 名から申請のあった土地改良区の合併認可については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 72 条第 2 項の規定により平成 17 年 4 月 1 日付けで認可した。

なお、合併により設立する土地改良区及び合併により解散する土地改良区は、次のとおりである。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 合併により設立する土地改良区 美里町土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 延用東部土地改良区 延用町遠野土地改良区 延用西台地土地改良区

#### 熊本県公告第 293 号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 農地保有合理化法人の名称 鏡農業協同組合
- 2 廃止の承認に係る農地保有合理化事業の種類 法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事業
- 3 廃止年月日 平成 17 年 3 月 31 日

#### 熊本県公告第 294 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
  - 荒尾都市計画地区計画 水野地区地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所 熊本県土木部都市計画課

# 熊本県公告第 295 号

次の河川に係る河川整備基本方針を定めたので、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 17 年 4 月 11 日

子 義 熊本県知事 潮 谷

- 1
- 河川名 二級河川浦川 河川整備基本方針の公表場所 熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局 公表期間 2
- 3 平成 17 年 4 月 11 日から平成 17 年 4 月 20 日まで